

各部課（かい）長

熱海市長 齊 藤 栄

令和5年度予算編成方針について(通達)

本市は、引き続き人口減少、高齢化、インフラの老朽化といった大きな課題を抱える中で、令和4年に入っても新型コロナウイルスの猛威はおさまらず、長期化している。来遊客数はコロナ前と比較すると、完全回復までの道のりは先が長い見通しである。

このような状況に加え、社会情勢の先行きも不透明であり、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面の制約など、予断を許さない社会経済状況が続いている。

本市では、令和4年度においても新型コロナウイルス感染症対策やウクライナ危機・円安の進行による物価高騰への対応などについて、補正予算を編成し、的確に対応してきたが、今後もこうした感染症対策や物価高騰への対応をはじめ、山積する行政課題を着実にこなしていくため、将来を見据えた持続可能な財政運営に努めていなければならない。

そして、令和5年度は、最優先課題である伊豆山土石流災害からの復旧・復興に向けて、先般、策定した復興計画を踏まえ、詳細な事業について検討し、実行に移していくことになる。我々は引き続き、全力を挙げて、被災された皆様の生活再建支援を進めながら、復旧・復興が早期になされるよう政策資源を投入していく。

また、引き続き新型コロナウイルス感染症の長期化を踏まえた「感染症対策の強化」と「経済再生の実現」を目指していく。併せて、こうした逆境の中においても日本の温泉観光地のモデルを目指すためにピンチをチャンスに変え、観光地としての魅力を高めていく施策を講じてもらいたい。

職員におかれては、引き続き、創意工夫を意識しながら資源をより効果的に活用するとともに、常に世の中の新しい動向に関心を持ち、技術や価値観そして社会課題などにおける様々な変化を踏まえた施策に取り組まれることを期待する。

各部課長におかれては、職員の創意工夫・チャレンジ精神が常に発揮できるよう環境づくりに取り組むとともに、部署横断の施策検討・実行を常に意識するなど、強いリーダーシップを発揮されたい。

記

1. 施策検討の視点

施策検討に際しては、災害復旧・復興及び新型コロナウイルス感染症を踏まえた課題、2.基本方針(歳入歳出等にかかる基本的事項)とともに、以下の点を踏まえ、全職員が編成作業にあたること。

- (1) 定性、定量データを活用した現状分析のもと、市民意向等を把握し、何のために、どのような手法を用いて、何をするのかを明確にし、施策予算案を作成すること。
- (2) 先進地視察の実施結果に基づく他都市の先行事例など、本市においても効果が見込める施策については、本市の特性を考慮しつつ、施策検討を積極的に進めること。
- (3) 予算案の段階における施策実施の工程については、四半期ごとに進捗把握及び仮の効果測定が可能となるよう設計すること。

2. 基本方針

(1) 基本的事項

予算要求額は、継続的に実施する事業に係る経常経費については、原則として、令和4年度当初予算額の範囲内とする。

人口減少への対応を加速するための「熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられている事業及び新政策ヒアリングの対象となった事業を予算要求する場合は、事業計画、後年度への財政負担等を調整したうえで、前年度予算の枠外として要求を認める。

前記事業以外の臨時的経費、新規事業及び既存事業の拡充については、必ず既存事業の見直しや廃止、新規補助金等の財源を確保したうえで要求すること。適切な事業設計、必要経費の見直し等を徹底し、予算要求を行うものとする。なお、基本的事項を遵守した要求であっても、更なる査定を行う。

(2) 歳入について

- ①市税については、社会経済情勢、税制改正の動向に即応しつつ、的確な課税客体、課税標準の把握に注力すること。また、口座振替やコンビニ収納等の活用を奨励することにより納期内納付の促進を図るとともに、特に税負担の公平確保のため、収納率の向上に最大限の努力をすること。
- ②国、県支出金、市債等の依存財源については、新たな補助制度、融資制度等の発掘に努めること。なお、国庫支出金については、特に災害復旧・復興事業に係るものは所管省庁が分かれ複雑であるため制度内容を把握し適切に計上すること。また、交付金化など制度変更される場合もあるため、情報に十分注意し予算計上すること。市債については、将来予想される施設更新等の大型事業への対応に留意し計画的に措置すること。
- ③使用料、手数料等については、受益者負担の原則により、現行料金の設定年度、他都市の状況、関連事務費等を勘案し、適正な額となるように見直しを行うこと。また、安易な減免措置について見直すこと。

- ④その他の収入についても、本来受益者が負担すべきものと考えられるにもかかわらず収入していないケースがないか、原点から精査し、収入の増大と確保に努めること。
- ⑤未利用財産については、公共施設マネジメントの観点から、売却や民間投資の誘致など利活用に努めること。
- ⑥新たな財源の確保に積極的に取り組むこと。

(3) 歳出について

- ①既存の事務事業経費については、廃止・中断を含めて全面的な見直しを行い、費用対効果を検討して、徹底的に削減・合理化を図ること。
- ②経常的経費については、基本的事項を遵守した要求であっても、抜本の見直しを図り廃止・統合の推進を図ること。
- ③新たな補助金は原則として認めないものとする。また、継続する補助金及びイベント開催等の奨励的経費については、公益性、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果を精査のうえ、ゼロベースから徹底した見直しを行い、収入に応じて減額措置を講ずるとともに、可能な限り終期を設定すること。
- ④来年度以降、復興計画に係る建設事業が増加していくことが見込まれることから、多様な入札・契約方式の推進を図り、公共工事のコストを見直し、縮減について積極的に研究し、予算要求に反映させること。
- ⑤災害復旧・復興事業に集中的に取り組むため、既存事業等の休止又は延期について十分に検討すること。

(4) 特別会計及び公営企業三会計について

- ①特別会計は、その設置趣旨に沿って、一般会計に依存することなく独立採算を目指し一般会計に準じて、予算を編成するものとする。
- ②公営企業三会計は、受益と負担の原則からも適正な料金の設定や徴収体制の強化及び組織のスリム化、アウトソーシング等を推進し、独立採算の基本原則に立脚した経営に努めること。